

## 1 3つの基本目標

- ・県の環境施策の大きな方向性を定めるもの
- ・基本目標は、別章に掲げる施策によって具体的に実現

### [ 3つの基本目標 ]

#### 環境の未来を拓く「人」「地域」の創造

- ～ 環境を自分ゴトとしてとらえ実践・行動できる人材を育成します。
- ～ 経済活動の持続的な成長と環境保全が両立する地域社会・経済への転換を進めます。

#### 琵琶湖環境の再生と継承

- ～ 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します。
- ～ 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会をつくれます。

#### 環境への負荷が少ない安全で快適な社会の構築

- ～ 生活の豊かさを実感できる低炭素社会・省エネルギーの社会への転換を進めます。
- ～ 環境リスクの低減による安全・安心な社会をつくれます。
- ～ ゴミの減量化、再資源化・再利用化が進んだ資源循環型社会をつくれます。

### 3つの基本目標設定について

(1) 環境の総合計画の性格上、環境の主要な分野をカバーする定性的目標とした。

環境の総合的な計画であるため、「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」の長期目標2つだけではなく、環境を支える主要な柱をバランスよく配置した。(第3次計画との違い)

「低炭素」と「琵琶湖環境の再生」以外にも目標とすべき分野があること。(国の第4次環境基本計画では、「低炭素」・「循環」・「自然共生」、「安全」)

(2) 3つの柱の構成順序

前回の環境企画部会において、「持続可能な滋賀社会の構築に向けた、基盤整備、人づくり・人育て等をもう一度 見直して、具体的に考

えていくべき。」など、環境学習や人材育成等にかかる発言が多く、「人」「地域」を目標の一番目に掲げた。

(3) 第三次計画のように、基本目標(長期目標)の中で数値指標を扱わない。(温室効果ガス50%削減)。施策評価指標(アウトプット指標、アウトカム指標)は基本目標を構成する施策の柱の中で取り扱うこととしたい。(詳細は次回の審議会で説明)

## 基本目標設定 根拠・理由

### 環境の未来を拓く「人」「地域」の創造

- ～環境を自分ゴトとしてとらえ実践・行動できる人材を育成します。
- ～経済活動の持続的な成長と環境保全が両立する地域社会・経済への転換を進めます。

### 背景

#### [すべては「人」から]

・環境問題を引き起こすのも、解決するのも、すべて「人」。温暖化の問題など環境問題はまったなしの状況。問題の解決の鍵は、今を生きる私たちが常に握っている。

#### [滋賀の潜在的可能性]

・15歳未満の人口割合(全国3位)、人口あたりの大学生(全国第3位) 人材という側面からみて潜在的可能性の高い県

#### [先達の実践運動]

・美しい琵琶湖をはじめとする環境を守ってきた県民意識の高さと実践行動の土壌((例)石けん運動)

### 展開

#### [人づくり～その先の地域づくり、社会づくり]

- ・様々な環境問題の本質を理解し、その要因を日常生活、地域や仕事、さらには、私たち自身の価値観や社会経済のあり方と関連づけて自分ゴトとして捉え、環境に配慮した社会を創造していくことが重要。
- ・気づく、学ぶ、考える、行動するといった人づくり(人材育成)に止まることなく、その先にある孫子が安心できる地域づくり、社会づくりにつなげていく必要。

#### [環境行動を湖国の文化の1つに]

- ・環境問題は、県民一人ひとりのライフスタイルや工業や商業活動などに多くを起因。その解決に向けては、あらゆる主体が、環境に対する責任を自覚し、自ら取り組むことが必要 環境配慮型ライフスタイルやビジネススタイルへの変革。
- ・そのライフスタイル・ビジネススタイルを社会の仕組みとして埋め込み、環境に優しい行動が「湖国滋賀の文化」の1つといえるまで高める。

#### [持続的な成長と環境保全の両立]

- ・本県は、恵まれた地理的条件、有数の「モノづくり県」。特に、太陽電池やリチウム電池等、エネルギーや水環境分野での工場が集積。
- ・「びわ湖環境ビジネスメッセ」、「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」等により、地域レベルで取り組みが可能な再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の振興を戦略的に推進。
- ・国の第4次環境基本計画、経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションは重点分野の1つ。
- ・関西広域連合「関西スタイルのエコポイント事業」などを実施。
- ・今後、環境保全の視点を大胆に社会・経済活動に埋め込むことが、地域の内発的な発展に繋がる。

## 琵琶湖環境の再生と継承

- ～ 活力ある営みの中で、琵琶湖と人が共生する社会をつくり、次世代に継承します。
- ～ 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会をつくりまします。

### 背景

#### [琵琶湖は県民の暮らしや心を映す鏡]

- ・琵琶湖は、約400万年前に誕生、豊かな生態系と琵琶湖にしかない貴重な固有種が存在。
- ・住民は、琵琶湖の恵みを受け、琵琶湖と共生しつつ、食、生業などにおいて、独自の文化を育んできた。
- ・琵琶湖は、近畿1,450万人の命の水瓶、人々の生活に欠かせない存在。
- ・地球規模での環境問題の「小さな窓」として、大きな変化が現れる前の「予兆」を示す身近な自然環境であり、また県民の「暮らし」や「心」を映す鏡。

#### [近い水の重要性]

- ・高度経済成長 + 琵琶湖総合開発により、都市的で快適な暮らしと引き換えに、川や琵琶湖が、人びとの意識から「遠い」または「見えにくい」（「遠い水」）存在になった。
- ・東日本大震災は上水道、下水道などのライフラインを分断。大量に水を使う現代社会の脆弱性が表面化し、その結果、井戸水など、身近な水（「近い水」）の重要性を再認識。

#### [喫緊の課題]

- ・近年、琵琶湖流域・周辺域では、難分解性物質の存在、在来生物の減少（アユなど）、水草や異常繁茂や、生物多様性の劣化（特定外来生物など）、野生鳥獣の増加（シカなど）と食害など喫緊に対応すべき問題が山積。

### 展開

#### [琵琶湖再生に向けて]

- ・これまでの琵琶湖の環境政策は環境基準達成による、水質保全対策が中心。流入負荷の削減などには一定の成果。
- ・今後は「琵琶湖の健全性」を評価する手法を改めて考えること、水や琵琶湖と人びととの「かかわりそのもの」に目を向け、生活意識の「内面を豊かにする」ことが大切。
- ・県民の一人ひとりが琵琶湖に触れ・体感し、恵みを食すことにより、琵琶湖の価値を再発見し、そのつながりを深める中で、琵琶湖環境の再生を進める必要。

#### [生物多様性の確保および森林保全の取り組み]

- ・生物多様性を確保し、様々な在来種でにぎわう、生命あふれる琵琶湖の再生が重要。
- ・県土のおよそ2分の1を占める森林は、近畿1,450万人の生活を支える琵琶湖の水を育み、また、自然災害を防ぐなど、私たちの暮らしと切り離すことができない貴重な財産。
- ・農林水産業被害をもたらす野生有害鳥獣の個体数を調整し、被害防除や生息環境の管理を総合的に推進することが必要。
- ・県民の主体的な参画のもと、緑豊かな森林を守り育て、森林の有する多面にわたる機能の維持と発揮を進める取り組みが必要。

## 環境への負荷が少ない安全で快適な社会の構築

～生活の豊かさを実感できる低炭素社会・省エネルギーの社会への転換を進めます。

### 背景

#### [まったなしの地球温暖化対策の必要性]

- ・温室効果ガスの増加による地球温暖化の影響は、異常気象の頻発、海面の上昇、生態系の変化など様々な問題を発生させている。
- ・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書では、「気候システムの温暖化には疑う余地がなく、20世紀半ば以降の世界の平均気温上昇のほとんどは人為起源による可能性が非常に高い」と言及。
- ・このままの状況では、年平均気温は21世紀末までに約4.0(2.4～6.4) 上昇することが予測、地球温暖化による琵琶湖の生態系に及ぼす影響も懸念。

#### [国内外の対応]

- ・温室効果ガス削減に向けては、国際的な協力枠組みが必要となる。平成24年のCOP18では、2020年以降の新たな法的枠組み構築に関する作業計画が決定。
- ・一方、我が国では、排出削減目標値(平成32年度)を盛り込んだ「地球温暖化対策基本法」は廃案となり、目標の空白期間が生じており、現在、国の温暖化対策が検討されている状況。
- ・また、温暖化対策の具体策として、平成24年度税制改正において「地球温暖化対策のための税」を創設。平成24年7月からは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」により、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まったところ。

#### [本県の対応]

- ・滋賀県においては、平成15年3月に「地球温暖化対策推進計画」を策定し、平成18年には同計画を改定し、取組を進めた。
- ・平成21年に策定した「第三次滋賀県環境総合計画」では、2030年における滋賀県の温室効果ガス排出量が50%削減(1990年比)を目標の一つに掲げた。
- ・また、環境保全と経済発展を両立できる一つの道筋を示した「滋賀県低炭素社会実現のための行程表」を平成23年1月に作成し、更に、同年3月には「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」を制定したところ。
- ・平成24年3月には、2030年の低炭素社会の実現を目指して取り組んでいくための県の方針である「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」を策定し、低炭素社会の実現に向け、着実な取り組みを進めている。

### 展開

#### [温室効果ガスの排出を大幅に削減する社会経済構造への転換]

- ・温室効果ガスは、企業や家庭、個人が、自らの活動やライフスタイル全般に関連している。
- ・再生可能エネルギーなどの新技術の活用やエコ交通等への転換も進めながら、化石燃料の消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減する社会経済構造への転換が必要。

#### [森林吸収源対策]

- ・森林の適切な整備・保全を通じて、CO<sub>2</sub>の吸収源である森林の機能を充実させる必要。
- ・森林の化石燃料の代替としての活用を進める必要。

# 環境への負荷が少ない安全で快適な社会の構築 ～環境リスクの低減による安全・安心な社会をつくれます。

## 背景

### [大気や地下水・化学物質等の現状と課題]

- ・二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素などについては、県内すべての測定地点で環境基準を達成している。
- ・その一方で、光化学オキシダントやPM2.5は環境基準が達成されておらず、近年は毎年、光化学スモッグ注意報が発令されており、国外からの大気汚染物質への関心も高まっている。
- ・このため、良好な大気環境の確保のため、引き続き、大気汚染の状況を監視していく必要がある。
- ・法律に基づく県内の化学物質の排出量は年々低下傾向にあり、法令遵守は行われているものの、本県では、面積や人口規模からすると比較的多い傾向。
- ・工業県である本県としては引き続き、事業場などにおける化学物質の適正な管理の促進が必要。

## 展開

### [化学物質対策等の促進等]

- ・有害化学物質による環境リスク、土壌汚染などの環境問題への更なる対応や、日常生活に支障を及ぼす騒音・振動・悪臭・光害などの対策が必要。

### [放射線物質調査等]

- ・東日本大震災の影響による原子力発電所の事故を踏まえ、近畿1,450万人の水瓶である琵琶湖を預かる本県として、大気中や琵琶湖における放射線モニタリング調査を実施し、県民に分かりやすく提供等を行うことは、安全・安心を確保する観点から重要。

### [景観保全対策]

- ・滋賀への愛着と誇りを生み出し、地域社会の活力を育てるため、琵琶湖を中心とした、優れた景観を行政と県民・事業者等が連携しながら、豊かな環境の保全と創造に努めていく必要。

## 環境への負荷が少ない安全で快適な社会の構築

～ ゴミの減量化、再資源化・再利用化が進んだ資源循環型社会をつくれます。

### 背景

#### [資源循環型社会に向けた経緯・現状]

- ・大量生産、大量消費型の社会経済活動は便利で快適な生活を生み出した。
- ・一方で、不要となった大量の廃棄物排出し、産業廃棄物の不法投棄や散在性ごみの増加 環境に大きな負荷を与えながらの社会経済活動

### 展開

#### [再資源化・再利用化の進んだ社会]

- ・生産、流通、消費、廃棄等の全段階を通じて、汚染物質や廃棄物の発生を抑制し、資源の循環的な利用を進める必要。
- ・廃棄物の適正処理を図る必要。

#### [3Rの推進]

- ・できる限り廃棄物の排出を抑制(リデュース)し、廃棄物となったものについては、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)するなど可能な限り適正な循環的利用必要。
- ・最後にどうしてもできないものについては、適正に処分。
- ・企業・事業者、県民および行政が、それぞれの役割と責任を果たしながら連携して取組を展開。